

●香川県監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成19年6月29日

香川県監査委員	平 木 享
同	水 本 勝 規
同	鍋 嶋 明 人
同	野 田 峻 司

- 1 監査対象部局 商工労働部
- 2 監査対象年度 平成18年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
栗林公園観光事務所	平成19年4月18日
高松高等技術学校	平成19年4月19日
産業技術センター	平成19年4月24日
計量検定所	〃
経営支援課	平成19年5月11日
労働政策課	〃
観光交流局	平成19年5月18日
産業政策課	平成19年5月23日
大阪事務所	平成19年6月5日
丸亀高等技術学校	平成19年6月14日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 賃借料に係る保証金について

大阪事務所の賃借料に係る保証金について、県の債権として適正な管理をする必要がある。

(産業政策課)

イ 土地の占用許可の使用料について

土地の占用許可の使用料について、算定を誤って徴収しているものがあったので、正当額との差額分を戻出する必要がある。(栗林公園観光事務所)

(3) 検討指示事項

該当事項なし